

「地域の輸送に係る課題解決のため市町村等が行う期間を限定した社会実験としての自家用自動車による有償運送の取扱いについて」

<https://public-comment.e->

[gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155210914&Mode=0](https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155210914&Mode=0)

特定非営利活動法人 全国移動サービスネットワーク
理事長 中根 裕

〒156-0055 東京都世田谷区船橋1丁目1-2山崎ビル204号

TEL : 03-3706-0626 FAX : 03-3706-0661

<http://www.zenkoku-ido.net>

■意見

有償運送の実証実験の体制整備という今回の趣旨には賛同しますが、その許可基準については自家用有償旅客運送の登録手続きを一部簡素化したとはいえ、申請団体側にとってハードルが高く、「本格的な運送の開始に先駆けて地域の移動需要を把握するために行う自家用自動車による有償での実証実験」には至らないと危惧します。

施行にあたり、以下の点の改善、配慮を求めます。

1.協議会での協議の簡略化

申請書類の一部簡素化を図っても、運営協議会等での協議は必要とされており、手続き的には通常の登録と変わりありません。また、1年だから協議が調いやすいということも考えられますが、実証実験に取り組んだ自治体・団体がその効果があり継続して有償運送を実施する場合、1年後に再度運営協議会等での協議が必要となります。このことは実施団体の負担増となり、実証実験への取り組み意欲を削ぐものとなります。

実証実験である以上、申請書類と手続きのさらなる簡素化を求めます。わずか1年の時限的な措置です。本来は、許可又は登録不要の運送の態様の一つとして認められるべきではないでしょうか。それが難しいということであれば、申請書類については大幅な削減とともに、運営協議会等の開催は不要とすべきであり、書類確認のみで運用できるよう求めます。

2.実証実験の期間の見直し

実証実験は「当該運送の開始日から起算して1年以内」とありますが、実証実験である以上、運送手法等に対して期間内に様々なチャレンジを施すことも想定されます。また、前述の通り、1年で実証実験が終了し継続事業となる場合、再度あらためて登録手続きを実施するのは実施団体にとって大きな負担です。実証実験期間については見直すよう求めます。

以上